

第1回守口市立図書館指定管理者選定委員会議事録

1 開催日時

令和元年10月4日（金）午前10時00分から

2 場所

守口市役所 6階 研修室603

3 出席者

高橋泰代 山口行一 井上和久 西林正人 新井幸子 工藤恵司 大西和也

4 欠席者

なし

5 議事

- ・ 委員長及び副委員長の選出
- ・ 諮問

議題1 指定管理者候補団体の選定手続き等の情報公開について

議題2 募集要項・仕様書等について

議題3 今後のスケジュールについて

議題4 採点方法について

6 発言の内容 以下

事務局

皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、「第1回 守口市立図書館指定管理者選定委員会」を開催させていただきます。委員の皆様にはご多忙の中、ご参集いただきありがとうございます。

私は、当委員会の事務局を務めます生涯学習・スポーツ振興課長の宮垣でございます。よろしく願いいたします。それでは、開催にあたりまして、首藤教育長よりご挨拶いただきます。

教育長

みなさん、おはようございます。教育長の首藤でございます。よろしく願いいたします。本日はご多忙の中、「第1回 守口市立図書館指定管理者選定委員会」にお集まりいただきましてありがとうございます。開会にあたりまして一文ご挨拶を申し上げます。

まず、皆様におかれましては日頃より、本市教育行政へのご理解とご協力を賜り、この度の当選定委員会委員としてご快諾いただきましたことを深く御礼申し上げたいと思います。

さて、本市においては平成5年に生涯学習に関する情報の収集および発信、並びに生涯学習活動の場及び機会の提供となり、市内の生涯学習の振興を図ることとして守口市生涯学習情報センターを開設し、この間多くの市民にご利用いただいていたところでございます。しかしながら、開館後25年が経過し、時代の変化や市民ニーズへの対応を踏まえ、新たな生涯学習活動、またコミュニティ活動の拠点として再生・活性化するため、今般、当該施設の図書館法に基づく守口市立図書館としてリニューアルすることといたしました。

守口市立図書館運営につきましては、守口市立図書館運営方針において、効果的・効率的な図書館運営を実現し、また、民間のノウハウを最大限に生かした特色ある事業を実施するため、指定管理者制度を導入することとしております。

近年新たな形態の習慣の政治や運営が全国的に広まっている中で魅力ある市立図書館を多くの市民が望まれております。本来であれば、施設そのものにつきましてもご覧いただいた上で当該審査にあたっていただくべきものと思っておりますが、現在、令和2年1月末完成を目指し、整備を進めているところであり、誠に勝手とは存じますが、委員の皆様の豊富な知識やご経験等によりまして、乳幼児から高齢者まで多世代の利用を促進し、活動の多様化・活性化を図り、市民が集い・学び・交流する施設として運用していただける市立図書館として相応しい指定管理者の選定を是非ともお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。それではここで、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。委員名簿の順に従ってご紹介いたします。

大阪国際大学 教授の 高橋 泰代委員でございます。経営に関する有識者としてご出席いただいております。

大阪工業大学 准教授の 山口 行一委員でございます。地域活性化に関する有識者としてご出席いただいております。

税理士の 井上 和久委員でございます。財務に関する有識者としてご出席いただいております。

大阪府立中央図書館 協力振興課長の西林 正人委員でございます。図書館に関する有識者としてご出席いただいております。

守口市社会教育委員の 新井 幸子委員でございます。社会教育に関する有識者としてご出席いただいております。

守口市企画財政部長の 工藤 恵司委員でございます。

守口市子ども部長の 大西 和也委員でございます。

次に事務局の紹介をさせていただきます。

市民生活部長の白井でございます。

市民生活部次長の佐藤でございます。

生涯学習・スポーツ振興課課長代理の酒田でございます。

生涯学習・スポーツ振興課主任の藤井でございます。

生涯学習・スポーツ振興課主任の河野でございます。

生涯学習・スポーツ振興課の山口でございます。

最後に、私、生涯学習・スポーツ振興課課長の宮垣でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、第1回目の委員会のため、委員長が決まっておりませんので、委員長選出までの間、私が会議の進行を務めさせていただきます。

まず、それでは本日の出席委員数をご報告申し上げます。本日の出席委員は定数7名中7名でございます。「守口市立図書館指定管理者選定条例」第6条第2項の規定に基づき、定足数に達していますので、会議は成立いたします。

それでは、議事次第に沿って進めてまいります。

委員長並びに副委員長の選出についてでございますが、当委員会の委員長は「守口市立図書館指定管理者選定条例」第5条第1項に「委員の互選による」となっておりますが、指名推薦とすることではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

事務局

ご異議がないようですので、指名推薦することといたします。

委員

高橋委員に委員長をお願いできればと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

事務局

ご異議がないようですので、高橋委員に委員長をお願いすることといたします。

委員長が選出されましたので、これにて進行を交代させていただきます。

高橋委員、委員長席をお願いします。

委員長

ただいま委員長にご指名いただきました高橋でございます。よろしくお願いいたします。本委員会が円滑に運営できるよう努力をしてまいりたいと存じますので、皆様ご協力の程、よろしくお願いいたします。

改めまして議事を進めさせていただきます。

副委員長の選出につきましても、委員会条例により、互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。

委員

委員長一任でいかがでしょうか。

委員長

ありがとうございます。委員長に一任とのお声がありましたので、私から指名させていただいてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

山口委員に副委員長をお願いしたいと存じますが皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ご異議が無いようですので、山口委員に副委員長をお願いすることといたします。山口委員、副委員長席をお願いします。

委員

ただいま副委員長にご指名いただきました山口でございます。

委員長を補佐し、本委員会が円滑に進行されるよう努めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

委員長

続いて議事を進めてまいりたいと思います。

ここで教育委員会より諮問を受けたいと思います。

事務局

守口市立図書館指定管理者選定委員会 委員長 様

守口市立図書館の指定管理者の候補者の選定についての審査に関する事項について

図書館の指定管理者の候補者の選定に関し必要と認める事項について

守口市立図書館指定管理者選定委員会条例第2条の規定に基づき、貴選定委員会の意見を求めます。

令和元年10月4日 守口市教育委員会 教育長

委員長

ただいま教育長より諮問を受けました。事務局から委員の皆様へ写しを配布していただきます。

なお、教育長は公務のため、ここで退席されます。ありがとうございました。

議題に入ります前に、本委員会の公開についてお諮りしたいと思います。本委員会については、公開することにより委員の率直な意見公開や意思決定の中立性が損なわれるおそれが

あることから、原則非公開とさせていただき、事業者から提案内容をお聞きするプレゼンテーション及びヒアリングの際のみ公開させていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

ご異議が無いようですので、本会議は原則非公開、プレゼンテーション及びヒアリングの際のみ公開の取扱いとさせていただきます。

続いて、議題1「指定管理者候補団体の選定手続き等の情報公開について」に移りたいと思います。

事務局から説明を受けます。

事務局

それでは、「指定管理者候補団体の選定手続き等の情報公開について」ご説明させていただきます。お手元にお配りしております、資料5をご参照いただけますでしょうか。こちらは、指定管理者の選定を行っていくうえでの情報公開に関する考え方を記載させていただいております。

「1 事前に公開するもの」でございますが、「選定にあたっての評価項目と並びに評価割合」につきましては、募集要項の「9 審査及び選定に関する事項」に記載されております。

また、応募団体数につきましては、申請を締め切った時点で、応募団体数のみ公開いたしております。団体名は公開いたしません。

次に、「2 事後に公開するもの」でございますが、これは公開することにより、当該審議等に著しい支障が生じ、公正かつ円滑な意思形成が図れないものについては、「守口市情報公開条例第7条第4号」の規定により、情報公開の時期を限定し、選定委員会で候補団体が決定した後とするものがございます。

その項目としましては、選定委員名、選定結果、申請書類、そして選定委員会の議事録でございます。

なお、選定委員会の議事録の作成でございますが、議事録は事務局において要点筆記で作成し、委員長・副委員長の確認を受けるものと考えております。

議事録については、各委員に自由な議論をしていただくため、委員長や委員のみの表記とし、個別の発言者の氏名は伏せた形で、公開することとします。

「3 非公開とするもの」としましては、公開することにより当該法人等の正当な事業活動に著しい不利益を与えると認められるものについては、

「守口市情報公開条例第7条第2項」の規定により、非公開とするものです。

その項目としましては、法人等の登記簿謄本や法人の代表者の印影など公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるもの及び不適格団体名でございます。

以上でございます。

委員長

ありがとうございました。何か、ご意見、ご質問はございませんか。
ないようですので、本件は原案どおりとします。
続いて、議題2「募集要項・仕様書等について」に移りたいと思います。
事務局から説明を受けます。

事務局

それでは、募集要項につきましてご説明させていただきます。
資料1の「守口市立図書館指定管理者募集要項」をご参照いただけますでしょうか。
まず、1ページには、「2 募集の概要」、「3 管理運営対象施設の概要」として市立図書館の建物の概要を記載しております。
2ページに移りまして、「4 管理運営の基本的な考え方」、また、「5 指定管理者が行う業務」については実際におこなっていただく業務を記載しております。
3ページからは「6 施設運営経費」として指定管理料のことなどについて記載しております。
5ページに参りまして、「7 募集の手順」では、募集のスケジュールや審査内容について記載しております。こちらにつきましては、議題3「今後のスケジュールについて」で詳しくご説明させていただきます。
6ページに参りまして、「8 応募に関する事項」では、応募資格や応募必要書類などについて記載しております。
8ページに参りまして、「9 審査及び選定に関する事項」では、審査における評価項目について記載しております。
こちらについては「議題4 採点方法等について」で詳しくご説明させていただきます。
10ページに参りまして、「10 指定管理者指定後の手順に関する事項」では、指定管理者決定後の事務手続きや、開館までの準備について記載しております。
11ページに参りまして、「11 管理運営業務開始後の留意事項」では、モニタリングの実施や社会教育委員会議による評価、その他必要事項を記載しております。
続きまして、仕様書についてご説明させていただきます。
資料2の「守口市立図書館管理運営業務仕様書」をご参照願います。
まず、1ページには、「1 業務目的」、「2 管理運営の基本的事項」、「3 開館時間及び休館日」、「4 開館時間及び休館日の変更等」、を記載しております。開館時間につきましては、午前10時から午後10時まで、休館日につきましては、毎週火曜日と12月29日から翌年1月3日まで、年一回2週間以内の資料整理期間と守口市立図書館条例施行規則において定めております。
2ページに参りまして、「5 指定管理料等収入の区分」では、指定管理料に充てることのできる経費や利用料金の設定、利用料金の減免、目的外使用などについて記載しております。
3ページから12ページまでの、「6 指定管理者が行う業務内容」では、実際に行っていたいただきます施設の運営に関する業務、図書館業務、施設の維持管理に関する業務などについて

て記載しておりますが、その中で7ページの⑦では、自主事業の実施についても詳しく記載しております。

13 ページに参りまして、「7 会議室等の利用許可」では、図書館内の会議室等を利用する際の手続きの方法や許可の基準及び利用料金の変更についてなどを記載しております。「8 職員の雇用、配置、研修」では、図書館運営するにあたっての人員配置などについて詳しく記載しております。

14 ページに参りまして、「9 再委託の制限」では、業務の主たる部分を第三者に委託できないことなどについて記載しております。「10 施設の利用促進」では、図書館利用者への周知方法などについて記載しております。「11 サービスの向上」では、利用者及び利用者以外のニーズを把握するためのアンケートの実施や報告、反映について記載しております。

15 ページに参りまして、「12 モニタリング」では、事業計画書に基づき適正な管理運営が実施されているかなどを確認するためのモニタリングの方法についてなどを記載しております。「13 守口市社会教育委員会議による評価」では、運営方針に基づいた運営がなされているかなどの評価、改善の指導などについて記載しております。

16 ページに参りまして、「14 法令の遵守」から 20 ページ「30 その他」までにつきましては、関係法令等を遵守する旨や施設、備品の維持管理、教育委員会と指定管理者のリスク負担、指定管理者の指定後の準備のことなど、指定管理する上での必要事項等を記載しております。

以上、誠に簡単ではございますが、募集要項及び仕様書のご説明を終わらせていただきます。

委員長

ありがとうございました。

何か、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

募集要項について、10月17日の募集説明会が終わって、書類を作成したりして11月5日が最終締切りということで、提出まで2週間ちょっとしかないので、応募書類が14部提出ということもあるので、事業計画書や収支計画書、プレゼンにあたっての資料作成には少しでも長いほうが応募しやすいのではないかと思います。

8日の第2回の選定委員会は資格審査、主に不適合団体でないかの判断になってくると思いますが、そんなに時間はかからないと思うので、5日の締切りを1～2日でも伸ばせたらと思うのですが、どうでしょうか。

委員長

スケジュールがタイトであるなかで、これまでの実績に基づいて日程は設定されていると思いますが、ご説明をお願いいたします。

事務局

1次審査につきましては不適合団体でないか、また応募資格を満たしているかを事務局で

確認させていただきます。したがって、審査に時間を要するかといえばそうではないので、より多くの団体に参加してほしいということであれば、7日の午前中まで期限を延ばして昼から書類の確認をさせていただければ8日の会議に臨めるのではないかと思います。

ただし、提出資料を事前に委員の皆さまに配布することができませんので、その点だけご了承くださいということになります。

委員

事務局には7日午前中に締切りの後、8日の会議に向けた書類の確認ということで御苦労をおかけしますが、少しでも多くの業者に参加していただいてより良い業者を選ぼうと思うことから、業者の負担を減らすことで応募しやすくなっていいのではないかと思います。

委員長

では、ご提案がありましたように1日でも長く募集期間を取るということで、委員会としてはよろしいでしょうか。

事務局

当日に資料を見ていただくという形になりますので、ご了承くださいということをお願いいたします。

委員

p 8の評価項目(1)に、「各評価項目の配点の2割を下回った点数だった場合については失格とします」とありますが、これは評価項目の「1 運営に関する基本方針【35点】」の2割ということによろしいですか。

事務局

おっしゃる通りです。評価項目ごとです。他が良くても極端に一部が悪いのはそぐわないと考えております。

委員

仕様書p 1の2(13)の「会議に参加すること」とありますが、会議とはどのようなものを想定していますか。

事務局

大阪公共図書館協会及び北河内地区図書館連絡会議が年に1回ありまして、そちらにご参加していただくというふうに考えています。事務局も当然参加はするのですが、必要に応じて、一緒に来ていただくというふうに考えています。

委員

担当部局が参加される会議だと聞いておりましたが、随行としての参加ということですか。

事務局

そのように考えています。

委員

仕様書 p 2 「5 指定管理料等収入の区分」の②図書購入費というのがありまして、「図書の購入費については、教育委員会は毎年予算の範囲内において、指定管理料と合わせて支払うものとします。」というのがありますが、毎年、指定管理料とは別に図書購入費あるいは修繕費を予算化してお支払するという意味でよろしいでしょうか。

事務局

今のところ、そう考えています。

委員

守口市立図書館運営方針にも、図書の蔵書計画について毎年1万冊ずつ増書するというところで令和6年末には215,000冊を目標とするということが記載されておりまして、それならば、それぞれの提案の中に図書購入費を含めてしまって、ご提案いただくのはどうかと考えています。また、毎年の収支見込みを書く欄の支出の方に図書購入費にいくらぐらい支出できるかという見込みを書いていただいて、その金額を下回らないようにチェックしていけば毎年1万冊の増冊の担保になるのではないかと考えておりますが、事務局はどうですか。

事務局

5ヵ年の計画を運営方針で示しておりますので、本来ならばここで記載していくということも事務局としては可能なのかなと思いますけれども、今までは別に経費をとって実績を下回るようなら精算する方法でやっていた経緯がありますので、指定管理料に含め、提案いただいた金額を下回らないような縛りをつけることによって担保はできるのかなと思っております。

ただし、金額を具体的に入れていくのか、見込みで収支計画の中で計上しなさいというのか、自由に提案させるのかという点は明確にしなければいけないと思います。

委員

含めるというのは指定管理者が負担するということですか。

事務局

負担は、市、教育委員会です。

委員長

今ご提案がありました、図書館運営方針の基づいた毎年の目標を冊数で提示するのか具体的な金額を提示するのかということですが、どちらの方が適切かということですね。割と図

書は変動しますので、金額数値を入れたほうがいいのでは。

事務局

今までは 1,350 万という数字を目安で示させていただいて、別枠で毎年予算計上という形を取らせていただいていたのですけれども、では、金額については、財政当局とお話させてもらって含めさせていただきます。

委員長

では、具体的な金額を記載するというので修正をお願いします。

委員

資料 1 の要項 p 8 - 9 の評価項目の 4 番目、「経営理念は公の施設として適切か」とありますが、経営理念とは何を書いてもらうのですか。

「守口市立図書館運営方針」は 1 番目で評価すると思うので、指定管理者がどういう経営をしたいのかを書いてほしいという意味なのか。

事務局

1 つ目で、一般の方々にお使いいただく公の施設の趣旨というのは網羅できているのですけれども、あえて書くことによって公の施設をどのようにとらえているか、というのを問わせていただければと思っています。

委員長

経営理念となると、社長や創設者の掲げた言葉になってしまいますので、経営方針や運営方針あたりが柔らかくていいかもしれませんね。

委員

運営方針だと「守口市立図書館運営方針」が定まっていて重複してしまうので、左の評価項目に基本方針とあるので、そちらのほうが良いのではないのでしょうか。

委員長

では、「経営理念は公の施設として適切か」を「基本方針は公の施設として適切か」に修正をお願いします。

委員

「基本方針は公の施設として適切か」を 1 つ目の「守口市立図書館運営方針」を理解し、運営方針に沿った内容になっているか」に含めて 10 点を 15 点にしてはどうでしょうか。

事務局

趣旨としては、公の施設ということを理解していただいているかを審査していただけるの

ならば、含めていただいても構いません。

委員長

「守口市立」と書いていて公の施設として意識してないことはないと思うので、1にまとめましょう。経営理念の5点を削除して、1項目15点に改点で、委員の皆様よろしいでしょうか。それではそのように修正をお願いいたします。

委員

p9の「3. 団体が実施する事業」の2つ目、3つ目なのですが、自主事業でも公益性を意識してくださいよという認識でよろしいでしょうか。自主事業といえば新しい取り組みとしてカフェや子供が遊べるようなお金を取る事業もあると思うのですが、教室やワークショップなど別の取り組みをしたときに公益性が入ってくると、なかなか限定されてくると思うのですが、そういうスタイルで図書館を運営してほしいということですか。

事務局

自主事業についても、図書館に足を運んで頂きたいという思いが前提で展開いただきたいと考えておりますので、事務局としては公益性というのは求めていきたいと考えております。

ただ、提案を縛ってしまうのではないかといわれれば、そういう面もあるのかもしれませんが。

委員

表現的には、指定事業も自主事業も公立性、公益性ということで縛っているのではないかと思います。運営方針に則ってということであればいいかもしれませんが。市の思いとしてもそれでいいのでしょうか。

事務局

どちらの事業についても一定の公益性を求めます。特に指定事業における公益性というのは当然ですけれども、自主事業につきましても、一定の公益性は求めていきたいという趣旨から入れさせていただいています。

委員長

自主事業について、一定のということなので、自主事業の部分で今の書きぶりでは少しきつく感じる部分があるので、「自主事業について、事業計画が具体的であり、一定の公益性を持ち」という一文を入れれば、緩やかな縛りという形になるのではないのでしょうか。

事務局

審査でご確認いただくということであれば、公益性と記載せずに、自主事業の項目で評価いただいても大丈夫です。

委員長

では、公益性の提案内容の一行は削除し、自主事業のところを 15 点に修正をお願いします。

委員

p 9の「7. 計画の実現性」のところで、「収支、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか」の部分は指定、自主事業両方と、図書購入費の話もありましたが、そのすべてを書いてきてくださいということよろしいですか。

事務局

金額の高い安いはまた別ですけれども、主に整合性がちゃんと取れているかどうかですね。

委員

整合性、実現可能性というのは分けて書かれています。聞きたい趣旨は分かりますが、書き方に差がつくのかとか、書きにくいというのがあるのではないのでしょうか。

委員

バランスがうまく取れているという意味だと思いますので、実現可能性も当然含まれているということを踏まえて「整合性」という意味合いでいいのではないのでしょうか。

委員長

では、2段目の収支計画書の実現可能性は削除で、「収支計画と事業計画の整合性は図られているか」に変更で、合計 10 点ということよろしいでしょうか。

それではそのように修正をお願いします。

委員

仕様書 p 6 (3) 図書館業務の人員配置について「業務従事者は、図書資格を有し、資料について専門的知識を持つ者としてください」とあり、館長についても p 13「8 職員の雇用、配置、研修」の(1)の①に「司書資格を有する者を配置してください」、また②にも「図書館業務が適正に行われるよう、司書資格保有者等適正な人員配置にしてください」とありますが、図書フロアに配置される人員配置は、どれくらいが適正なのかが分かりにくいので、目安を仕様書に書き込んだほうがいいのではないのでしょうか。1名でもいけば適正といわれても困りますので。

事務局

5年前の生涯学習情報センターの指定管理者選定時につきましては、図書フロアにおいて70%の人が司書もしくは司書補の資格を有することとしておりました。今回で言うと p 14の⑤の「管理運営業務を実施するにあたっては、必要な資格保有者は次のとおりとし、」の部分に明記しておったのですけれども、事務局としては書くことによって有資格者を70%配置しとけば良いと捉えられてもいけないなということで敢えて表記しておりません。

100%でないといけないというものでもなく、図書館として、割合だけではなく、経験や能力についても求めていきたいという思いもあります。

評価項目の人員配置の項目もございますので、一定の目安にしてもらえればと思います。

委員長

生涯学習情報センターは、4階建ての規模でどれくらいのスタッフの人数だったのですか。

事務局

臨時職員も含めて約20人程度だったのですが、図書の貸し出しは基本的には2階フロアだけだったので、これからは図書に携わる人を増やすという形になる予定です。

委員長

目安が20名と考えたらいいですね。20名のうち何名が司書または司書補の資格を持っているかですね。

事務局

20名は今まで全体のスタッフでして、今までは図書フロアに従事する人のうち70%という表現でしたが、図書に従事する者の70%という書きぶりでもよろしいでしょうか。事業運営・施設の貸し館などの管理者も含める必要はないかと思います。

委員長

「図書に従事する者の70%以上を有資格者とする」という文言を追加するという事で委員の皆様、よろしいでしょうか。

ではそのように修正していただくようにお願いします。

委員

仕様書のp7の④の「イ 図書等の搬送」の3つ目ですが、私立小中学校及び義務教育学校への団体貸出に係る配本及び返却図書等の回収」は、現在も行っているサービスですか。

事務局

現在も行っております。

委員

市立小・中学校とあるのですが、守口市には認定こども園もありますし、本に親しんでいただく事業としまして、ブックスタートも行っております。

市立小・中学校の中にも就学前児童の施設についてもできれば含めてほしいと思います。現在は市立と私立合わせて26施設あるので大変だと思うので、まずは市立こども園の3園のだけでも入れてほしいところです。

事務局

分かりました。

委員長

教育関連施設ということで、追加でよろしいですね。

委員

p 6の(3)図書館業務の「ク 来館が困難な方への郵送貸出(費用は指定管理料に含む)」とありますが、これは実際どんな事業ですか。

事務局

施行規則に定めていますが、これまでも事業としては行っていたのですけれども、重度の障害者手帳などお持ちの方々に郵送で貸し出しするサービスです。

委員

何か事前に登録などしなければいけないのですか。

事務局

来ていただくことが困難なので、電話または FAX 等で登録いただくという形になります。これまで点字図書や音声図書などの視覚障がい者への貸出はあったのですけれども、郵便局にも図書館の届け出をすると郵送料が割引になる制度もありますので、図書館として、その費用を負担していくというふうに考えています。

委員

仕様書 p 6の「ウ 寄贈受入」について、申し入れがあれば選択はせずに申し入れがあったものすべて引き受けますか？図書館に置くのはどうかと思われるような図書や自費出版の物であるとか。

事務局

基本的には方針にそぐわないものについてはお断りすることと思います。

委員長

フィルタリングするということですか。

事務局

「申し入れがあった資料」ではなく「寄贈を受け付けた資料」が正しいかなと思います。

委員長

ではその旨、修正をお願いします。

委員

図書館システムの新システムが入ったと同時に指定管理が始まるのですか？

事務局

おっしゃる通りです。システムにつきましては、これから、業者の契約を締結し、4月開館に向けてシステム準備期間を設ける予定です。

委員

準備期間に操作方法などを習得してもらうのですか。

事務局

4月1日以降も研修を行うなどサポートすることを仕様書に記載しようと考えております。

委員長

システムは全国共通のものがあるのですか。

事務局

基本的には会社ごとの全国的に共通パッケージのものがあります。それを守口市仕様にカスタマイズすることになると思います。

委員

p 6の図書の管理に関する「キ 図書等の整理」と「ケ 図書の整理」が重複しているのですがいいですか。

委員

意味合いは違いますよね。キはデータ面とか管理でケは点検とかですよ。

事務局

キは図書等のデータ整理に修正し、ケはそのままにします。

委員

仕様書のp 7の⑤市外相互貸借等とありますが、相互貸借ではなく、表現を「相互協力」にしてはどうかと思うのですがいかがでしょうか。本の貸し借りだけでなく、場合によっては情報交換や人事交流みたいなものもあるかもしれないので。

委員長

タイトルを相互協力等にして、アを相互協力、イはそのままということによろしいでしょ

うか。では修正をお願いします。

委員

募集要項の中に、障がい者雇用に関して何%かなど記載はありますか。

事務局

記載していません。配慮については記載がありますが、雇用については記載がないです。

委員長

仕様書 p13 の「8 職員の雇用、配置、研修」の（1）に障がい者雇用について少し記載がありますが、これで読み込めないでしょうか。

人数までは書いていませんが、3つの法律を読み込むということで。

委員

「職員採用、確保の方策が適切であり」の「適切」を仕様書 p13 の「8 職員の雇用、配置、研修」の障がい者雇用の促進等に関する法律を遵守するという形で読み取る視点でいいのではないかと思います。

委員長

では、ここに3つの法律を記載し、数値基準というのはその法律に則ってということで判断してよろしいでしょうか、お願いいたします。

委員

評価基準5の3つ目と9の3つ目が地元雇用についてなので、評価するときにダブルカウントにならないでしょうか。地元雇用を消すほうがスッキリするのではないのでしょうか。

事務局

おっしゃる通りです。5で対応することにして9の地元雇用は削除します。

委員

資料1の募集要項の評価表「その他管理に際して必要な事項」についてですが、「個人情報の保護策、高齢者等への配慮等」が資料7の（4）「⑨環境への配慮等」と合っていないような気がするのですが。

事務局

修正させていただきます。

委員長

では、そのようをお願いします。他にご意見ございますか。

これ、いつまでに修正しますか。

事務局

本日ご指摘いただいた内容は今日中に修正させていただこうと思います。
ほかにお気づきの点があれば、本日中にご意見願います。

委員長

ご意見を踏まえ、修正の後、承認については 私に一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、本件は、そのようにさせていただきます。

事務局

続いて、議題3「今後のスケジュールについて」ご説明させていただきます。

資料5枚目の市立図書館指定管理者選定スケジュール（案）をご参照ください。

本日の第1回選定委員会終了後、ご検討いただきました内容を反映させた後、市の内部手続きを経て、公募を開始させていただき、HP等で募集要項等を公開したいと考えております。

次に令和元年10月17日木曜日に事業者の方向けに募集説明会を予定しております。申請に際しての質問につきましては、募集説明会終了後から10月21日月曜日まで随時メールで受けさせていただき、10月28日月曜日までに、HP上で回答する予定をしております。

申請の受付につきましては、同じく募集説明会終了後から申請の受付を開始し、11月7日木曜日正午に締切りを予定しております。

その後11月8日金曜日の第2回選定委員会において、提出された書類の審査を行っていただき、11月15日金曜日の第3回選定委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを公開で開催させていただく予定でございます。

以上でございます。

委員長

ありがとうございました。何か、ご意見、ご質問はございませんか。
ないようですので、本件は原案どおりとします。

委員

説明会の時は、まだ工事中ですが、やっぱり現場は見てもらえないのですか。

事務局

現在、まだ一部解体中ですので安全面からも難しいです。

委員長

ありがとうございます。続いて、議題4「採点方法等について」に移りたいと思います。事務局から説明を受けます。

事務局

まず、第2回の選定委員会では、団体から提出された提案書類の募集要項等との適合について審査していただきます。

なお、この時点で募集要項等に適合していないと評価された場合は失格となります。

次に第3回選定委員会での審査方法は、公開プレゼンテーション及びヒアリングを予定しております。各団体プレゼンテーション10分、ヒアリング20分の30分程度を考えており、提出いただいた申請書類等に基づくプレゼンテーションを各団体に行っていただくことになります。

なお、プレゼンテーションとヒアリングの詳細につきましては、資料6の公開プレゼンテーション及びヒアリング実施要領（案）に記載しております。

2（3）のスケジュール案につきましては、申請団体が5団体あったと仮定した場合の案を記載しておりますので、申請団体の団体数によって、時間調整したいと考えております。

次に、その際の採点項目及び配点につきましてご説明させていただきます。

資料7をご参照いただけますでしょうか。今回指定管理者を選定するにあたっての、基本事項については、守口市指定管理者選定事務の指針に基づき、市全体で統一的な考え方でのぞむこととし、（1）平等利用の確保、サービスの向上及び施設の設置目的を最大限に発揮することが図られているか。

（2）施設の適切な維持管理が図られているか（3）事業計画に沿った施設管理を安定して行う能力を有するか（4）その他の管理に際して必要な事項（5）管理にかかる指定管理料の5項目を審査事項としたものでございます。それぞれの審査事項についての考え方を記載させていただいております。

（1）の平等利用の確保、サービスの向上及び施設の設置目的を最大限に発揮することが図られているかにつきましては、守口市立図書館運営方針及び設置目的に基づき適正な管理運営を行うことができる提案となっているか、また、目的・方針を理解した上で、当該管理運営を行うに際して平等利用が十分に担保できているかどうかについて審査を行うポイントとしております。また、利用者の増加やサービスの向上を図るための具体的手法が提案されているかどうか、目的にあった自主事業計画が提案され、また実現の可能性が担保されているかなどの点について審査を行うポイントとしております。

（2）の施設の適切な維持管理が図られているかにつきましては、管理、運営を効率的に行うための方策について具体性があるか、円滑な業務実施を図るための職員体制及び職員採用や職員の確保の方策がとられているか、職員の指導育成や研修体制が適切に行われる提案となっているかどうかについて審査を行うポイントとしております。また、施設の維持管理が安定的かつ効率的に行われるか、災害時等緊急時の対応について審査を行うポイントとするものです。

(3)の事業計画に沿った施設管理を安定して行う能力を有するかにつきましては、収支計画の実現性があるか、継続的に安定した運営ができる、経営基盤、事業規模、組織規模や財政状況であるかを審査の対象にするものでございます。

(4)のその他の管理に際して必要な事項としましては、個人情報の保護が適切か省エネルギーなど環境への配慮が行われているか、高齢者、障害者等に対する配慮についての提案や地元雇用の促進等についてどういった取組みをするのかを審査の対象とするものでございます。

(5)の管理にかかる経費でございますが、指定管理者の指定に際しましては、管理にかかる効率的な経費の運用が導入の主たる目的の一つであることから、提案された価格の実現性や事業計画等との均衡などを総合的に見ながら、提案額を評価するものでございます。

次に、(1)から(4)の「管理に係る経費以外の事業計画等」と(5)の「管理に係る経費」との配分としましては、図書館の設置目的等を鑑み、全体に対する得点配分について、管理に係る経費以外の事業計画等を80%、管理に係る経費を20%と考えるものでございます。

次に事業計画等の評価点の配点につきましては、先の各審査事項についての考え方に基づき事業計画書を評価するものでございます。各項目の評価点は指定管理者選定基準及び評価表にお示し致しておりますとおり、合計160点となっております。なお、管理に係る経費との配点バランスを保つため、最高得点者を満点(160点)に置き換え、次順位以下もそれと同割合で置き換えます。

続いて、管理に係る経費の評価点の算出方法につきましては、市が支払うべき経費、すなわち指定管理料の最も低い金額、1位の額を提示した団体の評価点を40点満点とし、他の団体の評価点は(5)の計算式により算出し、各団体の提示額を点数化するものでございます。

総合的な評価に際しましては、事業計画等を160点満点、管理に係る経費を40点満点として計算し、最終的な事業計画等の評価点+管理に係る経費の評価点=総合評価点とするものでございます。

200点満点中、高得点の評価点を獲得した団体から順に指定管理者候補者及び次点団体を選定するものでございます。なお、各評価項目の内、4名以上の委員が各評価点の2割に満たない点数を付けた場合、その団体は失格とします。

ヒアリングの後、その場で採点を行っていただき、事務局で集計を行い、審査結果を本選定委員会の答申としてご提出いただく予定でございます。

事務局

合わせて様式の説明もさせていただきます。資料4をご覧ください。

評価につきましては、基本的にはプレゼンテーションとヒアリングで実施していただきますけれども、募集に際して提出書類という形でこちらを作成しております。様式1と様式2につきましては団体の登記簿謄本や申請書になっております。様式3につきましては、評価項目に対応する1~10の様式がございます。

様式集のp5からですが、まず、「①運営に関する基本方針」ということで配点が35点ございますので、A4で3枚分記載していただきます。

続きまして、「②利用者の増加策、利用ニーズの把握及び情報等の提供」のところも25点

の配点がございますので、3枚分記載させていただきます。

「③団体が実施する事業」につきましても25点の配点がございまして、3枚分記載させていただきます。

続きまして、「④効率的な運営」につきましてもは配点5点で1枚、「⑤運営組織、人員配置、勤務体制」につきましてもは、組織人員一覧表が1枚、組織図が1枚となっております。

「⑥施設、設備の維持管理計画と実施方法及び緊急時対応」につきましてもは配点が10点になっておりまして、2枚と再委託計画書が1枚ついております。

「⑦計画の実現性」につきましてもは収支計画書が1枚、「⑧団体の経営能力、実績」につきましてもは、過去5ヵ年以内の実績または現在運営中の実績を5件以内で記載させていただきます。

「⑨個人情報の保護策、高齢者等への配慮等」については、配点10点なのですが、1枚となっております。

また、「⑩その他の提案事項」につきましてもは、全般にわたる部分があるかとは思いますが、業者から「是非ともこの事業をやってみたい」という提案をいただければと思っております。ページ数につきましてもは、増加を認めないということで、1ページという縛りを掛けさせていただきました。制限がないと業者も負担になりますし、審査もスムーズに進行できない可能性がありますので、業者の中でも不公平感が無いように枚数を指定させていただきました。

以上でございます。

委員長

ありがとうございます。何か、ご意見、ご質問はございませんか。

資料6の(4)実施方法及び留意事項の④に「追加資料の配布、模型の持ち込み等は不可とします」とあるのですが、追加資料はダメだけれども当日のパワーポイントの映像資料をプリントアウトしたものはOKなのでしょうか。

事務局

基本的に、こちらに提出いただいている資料のパワーポイントしか認めないというふうに考えております。追加でパワーポイントの中でいろんな資料を出してくるのは不可と考えております。当日のパワーポイントはあくまで資料に基づいたものということで。

委員長

パワーポイントのプレゼンを受けるときに、審査で見るほうとして、パワーポイントの映像のプリントアウトしたものがほしいかなど。スライドの何枚目かが分からなくなるので。手元に紙資料があったほうが、評価するのが見やすいかなと思います。

事務局

提出資料とスライドをリンクさせるように伝えます。

委員長

ありがとうございました。他にご意見ございませんでしょうか。

本件は、そのようにさせていただきます。

それでは、本日予定されていた議事につきましては、全て終了しましたので、これで閉会といたします。

委員各位におかれましては、本日は大変お忙しい中、当委員会にご出席を賜り、ありがとうございました。

事務局、他に何かありませんか。

事務局

第2回の選定委員会は11月8日金曜日14時から同じ会場で開催を予定しております。

また、第3回の選定委員会は11月15日金曜日9時から市役所6階で開催を予定しております。委員の皆様におかれましては、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

委員長

以上をもちまして、委員会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。